

洲本市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、洲本市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成28年洲本市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入居の申請等)

第2条 条例第5条第1項の規定により入居の許可を受けようとする者は、定住促進住宅入居許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、当該申請をする者及び同居させようとする者の住民票の写し並びに納税証明書、当該申請をする者の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、定住促進住宅入居許可申請受付票（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(入居の許可等)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により入居の許可をしたときは、定住促進住宅入居許可書（様式第3号）を前条第1項に規定する申請をした者に交付するものとする。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「入居者」という。）は、速やかに定住促進住宅に住所を変更しなければならない。

(入居補欠者の順位)

第4条 条例第5条第2項に規定する入居補欠者の入居の順位は、公開抽選により決定する。

(公開抽選の立会い)

第5条 条例第5条第2項及び前条に規定する公開抽選には、第2条第1項に規定する申請をした者（その代理人を含む。）のうちから2人以上の者を立ち合わせるものとする。

(証書)

第6条 条例第6条第1項第3号に規定する証書は、様式第4号によるものとする。

2 前項に規定する証書には、連帯保証人の課税証明書及び印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。第8条第2項の規定により新たな連帯保証人の承認を受けようとする場合も、同様とする。

(連帯保証人の収入)

第7条 条例第6条第2項において準用する洲本市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年洲本市条例第168号）第12条第1項第2号に規定する額は、1,248,000円（年間の総所得金額とする。）とする。
（連帯保証人の変更等）

第8条 条例第6条第2項において準用する洲本市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項に規定する連帯保証人を変更しなければならない理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 住所不明
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判
- (3) 失業その他保証能力に著しく影響を及ぼす事情の発生
- (4) 死亡
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた理由

2 条例第6条第2項において準用する洲本市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、連帯保証人の変更理由について届け出て、新たな連帯保証人について承認を受けようとする者は、連帯保証人変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する申請書には、証書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する申請を承認したときは、連帯保証人変更承認書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（入居期間の変更）

第9条 市長は、次に掲げる事由が生じたとき（条例第17条第1項各号の規定に該当する場合を除く。）は、条例第7条第1項の規定により入居期間の満了日を変更することができる。

- (1) 条例第7条第1項に規定する最も年齢が低い者が死亡し、又は退去したとき。
- (2) 第15条第3項の規定により同居の承認を受けた者が条例第7条第1項に規定する最も年齢が低い者に当たるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により満了日を変更したときは、定住促進住宅入居許可変更通知書（様式第7号）により、当該変更を受けた者に通知するものとする。

（入居期間満了の通知）

第10条 市長は、条例第7条第1項に規定する入居期間の満了の6か月前までに、当該期間の満了時に遅滞なく定住促進住宅を明け渡さなければならない旨を定住促進住宅入居期間満了予告書（様式第8号）により、入居者に通知するものとする。

（敷金の還付）

第11条 条例第10条第1項の規定による敷金の還付を受けようとする者は、敷金還付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（駐車場の使用承認等）

第12条 条例第12条に規定する駐車場を使用しようとする者は、定住促進住宅駐車場使用申込書（様式第10号）に当該駐車場に駐車しようとする自動車の自動車検査証の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを承認したときは、定住促進住宅駐車場使用承認書（様式第11号）を当該申込みをした者に交付するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた駐車場の使用を中止しようとするときは、定住促進住宅駐車場返還届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（模様替え等の許可）

第13条 条例第14条第1項第5号に規定する模様替え等の許可を受けようとする者は、定住促進住宅模様替等許可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、模様替え等の内容が分かる平面図、立面図その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、定住促進住宅模様替等許可書（様式第14号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（入居状況の報告）

第14条 条例第16条第1項に規定する入居状況の報告は、定住促進住宅入居状況報告書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項に規定する報告書には、入居者及びその同居者の住民票並びに納税証明書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 入居者は、その同居者に死亡、退去その他異動が生じたときは、条例第16条第2項の規定により、定住促進住宅同居者異動届（様式第16号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（同居の承認）

第15条 入居者は、定住促進住宅の入居の際に同居した者以外の者を同居させようとする

ときは、定住促進住宅同居承認申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、前項の規定により同居させようとする者の戸籍謄本その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、定住促進住宅同居承認書（様式第18号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（入居の承継）

第16条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していたその配偶者及び子は、定住促進住宅に引き続き居住しようとするときは、定住促進住宅承継承認申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、定住促進住宅に引き続き居住しようとする者の戸籍謄本、納税証明書、当該申請をする者の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、定住促進住宅承継承認書（様式第20号）を当該申請をした者に交付するものとする。

4 前項に規定する承認を得た者は、当該承認の日から10日以内に、証書を市長に提出しなければならない。この場合において、証書の添付書類については、第6条第2項の規定を準用する。

（入居許可の取消し等）

第17条 市長は、条例第17条第1項の規定により入居許可を取り消したときは、定住促進住宅入居許可取消通知書（様式第21号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

2 条例第17条第1項の規定による定住促進住宅の明渡しの請求は、定住促進住宅明渡通知書（様式第22号）によるものとする。

（明渡しの届出）

第18条 条例第18条第1項の規定による定住促進住宅の明渡しの届出は、定住促進住宅返還届（様式第23号）によるものとする。

（立入検査証明書）

第19条 条例第19条第3項において準用する洲本市営住宅の設置及び管理に関する条例第39条第3項に規定する証明書は、立入検査証明書（様式第24号）によるものとする。

（住宅管理人の委嘱等）

第20条 市長は、条例第20条の規定により、入居者の推薦により選出された者のうちから、公正で責任感が強く、かつ、緊急の場合に適正な処置を執ることができると思われる者を住宅管理人として委嘱する。

2 住宅管理人の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(住宅管理人の職務等)

第21条 住宅管理人は、市長又は当該職員の指示監督を受け、次の職務を行うものとする。

(1) 入居者との連絡

(2) 修繕すべき箇所の報告

(3) 前2号に掲げるもののほか、定住促進住宅及び条例第11条第1項第6号に規定する共同施設の管理上必要とする事項

2 市長は、住宅管理人が前項の職務を遂行できなくなったとき、又は住宅管理人として不適当と認めたときは、これを解任することができる。

(住宅管理人の手当)

第22条 市長は、毎年度末、住宅管理人の手当として、3,000円に管理戸数1戸につき100円を加えて得た額を支払うものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。